

千葉県火災予防条例の一部改正(案)

1 改正の背景・目的

平成20年10月1日に発生した大阪市浪速区の個室ビデオ店火災（死者15名、負傷者10名）を踏まえ、総務省消防庁において設置検討されていた「予防行政のあり方に関する検討会」において、平成21年6月に個室ビデオ店等の防火安全対策について報告書が取りまとめられ、その対応の考え方が示されました。

この中で、各個室の外開き戸が開放されたままの状態では、火災等の避難時に避難経路となる廊下の幅員を狭めてしまい避難障害となるため、自動的に閉鎖する措置を行うなど、避難管理については、各自治体の火災予防条例の一部改正等に係ることとされたことから、全国消防長会予防委員会等で審議、検討した結果、火災予防条例の一部改正案が取りまとめられました。

こうした背景を踏まえて、本市は、個室型店舗における外開き戸の自動閉鎖措置について、千葉県火災予防条例の一部改正を行おうとするものです。

大阪市浪速区個室ビデオ店火災の概要は、<http://www.fdma.go.jp/data/010809092141476716.pdf>をご覧ください。

予防行政のあり方に関する検討会の報告書は、http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2106/210603-1houdou/01_210603-1houdou.pdfをご覧ください。

2 改正(案)

(1) 対象

間仕切りやパーティション等で仕切られた閉鎖性の高い小規模な個室が、比較的狭い空間に密集して、遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる形態の個室型店舗として、次の用途を対象とします。

「個室型店舗」

①カラオケボックス

専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱の用に供する個室であって、料金を受けて客に使用させるものをいいます。

②インターネットカフェ

個室において、インターネットに接続されたパソコンを飲食しながらインターネットに接続して、Webサイトの閲覧や電子メールの送受信などが行える喫茶店等をいいます。

③漫画喫茶

個室において、漫画などを閲覧することができる喫茶店等をいいます。

④テレフォンクラブ

店舗型電話異性紹介営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項）その他これに類する営業を営む店舗をいいます。

⑤個室ビデオ

個室において、フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、DVDディスク等を利用して映像を見せる役務を提供する業務を営む店舗をいいます。

⑥その他これらに類する店舗

①から⑤までに類する店舗をいいます。

(2) 内容

遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開き戸のうち、避難通路に面するものにあつては、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、避難の際にその開放により当該避難通路において、避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

個室の戸が外開きの場合において、火災等の避難時に開放されたままの状態では、避難経路となる廊下の幅員を狭めてしまい、避難障害となることから、廊下の有効幅員が広く避難に支障がない場合等を除いて、外開き戸は自動的に閉鎖するものとするよう規定します。

「遊興の用に供する個室」には、個室型店舗を利用する客が直接利用しない事務室、物品庫、厨房等は含まれません。また、客が利用するトイレ、洗面所、シャワー室等についても、遊興の用に供する個室には含まれません。

(3) 確認及び改善指導の方法について

ア 新築の場合

消防同意のときに、施主から提出されている設計図等により確認をします。適合していない場合は、打ち合わせ等により改善を指導します。

イ 既存の場合

消防法第4条に基づく立入検査により、消防職員が現地にて確認します。違反の場合は、「立入検査結果通知書」により改善を指導します。

3 改正までのスケジュール（予定）

(1) パブリックコメント手続

2月22日（月）まで

(2) 意見の公表とそれに対する市の考え方の公表

3月中

(3) 議案の提出

第2回定例会（6月頃開催）

4 施行期日

施行期日については、公布日を予定しています。ただし、既存の個室型店舗で改正規定に適合していないものについては、一定の猶予期間を設けます。